

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる

協議が調っていることの証明書

令和 6 年 1 月 23 日に開催した箱根町地域公共交通会議運賃改定分科会
において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・ 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

12 歳以上 200 円、6 歳以上 12 歳未満 100 円、6 歳未満無料

身体障害者手帳の交付を受けている旅客、知的障害者療育手帳の交付を受けている
旅客または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている旅客が本人であることを確
認したときおよびその介護人が介護のために乗車するとき、運賃を割り引くこととす
る（5 割引）。

- ・ 運賃を適用する路線又は営業区域

箱根湯本温泉旅館送迎バス（滝通り線・早雲通り線・塔ノ沢線）

- ・ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和 6 年 4 月 1 日から

- ・ 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

箱根登山バス株式会社 代表取締役社長 野村尚廣

令和 6 年 1 月 23 日

箱根町地域公共交通会議

運賃改定分科会